

彦根市男女共同参画計画

男女共同参画ひこね かがやきプラン(改定版)

互いに個性を尊重しあい 一人ひとりが
輝いて生きられるまち ひこね



彦 根 市

2007年(平成19年)3月

は じ め に

彦根市では、2001年（平成13年）3月に男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を策定し、男女共同参画を推進する彦根市条例の施行や男女共同参画センターの設置等さまざまな取組を進めてきました。

しかし、少子高齢化をはじめとする社会情勢が急速に進展する中で、意思決定の場への女性の積極的登用をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）などの異性間で生じる暴力防止、働き方の見直しなど対応すべき課題について一層の取組が必要となってきました。

このような中で、社会情勢の変化から生じる課題等に対応する計画とするため、このたび男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」の改定を行いました。

この計画は、2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）までの男女共同参画社会づくりの指針と位置づけて取りまとめたものです。

今後も、市民、事業者との協働により当計画の目標である「互いに個性を尊重しあい 一人ひとりが 輝いて生きられるまち ひこね」の早期実現に向け取り組んで参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の改定にあたり、ご尽力をいただきました彦根市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

2007年（平成19年）3月

彦根市長 獅 山 向 洋

目次

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画改定にあたって……………6
- 2 計画改定の背景……………7
- 3 計画の目標と基本理念……………9

第2章

計画の概要

- 1 計画の目的……………12
- 2 計画の性格……………12
- 3 計画の期間……………13
- 4 重点事業……………13

第3章

計画の体系と内容

- 1 施策の方向と体系……………16
- 2 計画推進のイメージ……………18

基本方向Ⅰ 男女共同参画の実現

- 1 政策・方針決定等への男女共同参画の促進……………22
 - ①審議会・委員会など意思決定の場への男女共同参画の推進……………24
 - ②企業・事業団体等の意思決定の場への男女共同参画の促進……………25
- 2 家庭・地域社会・職場等における男女共同参画の促進……………26
 - ③家庭・地域社会での男女共同参画の促進……………28
 - ④職場等での男女共同参画の促進……………31
- 3 就業を支える社会環境の整備・充実……………32
 - ⑤女性の能力開発……………34
 - ⑥働く者の健康の増進……………35
 - ⑦労働環境の整備……………36

基本方向Ⅱ 男女平等をめぐる意識変革

- 4 男女平等意識の熟成……………40
 - ⑧男女平等意識の啓発・情報提供……………42
- 5 女性等に対する暴力防止に向けた取組の推進……………44
 - ⑨女性等に対するあらゆる暴力をなくす取組の推進……………46
- 6 男女平等にかかる教育・学習の推進……………48
 - ⑩家庭教育の推進……………49
 - ⑪学校教育・保育の推進……………50
 - ⑫社会教育の推進……………51

7 国際的な取組との協調	52
⑬市民啓発と多文化共生のまちづくり	54

基本方向Ⅲ 多様な生き方のできる環境整備

8 生涯を通じた女性等の健康づくりの推進	56
⑭女性の健康の保護に関する啓発	57
⑮生涯にわたる健康づくりの充実	58
9 多様な人たちが安心して暮らせる環境の整備	60
⑯高齢者の自立と安定した暮らしの支援	61
⑰ひとり親家庭の自立支援	63
⑱障害のある人たちの自立支援	64

基本方向Ⅳ 総合的な取組の推進

10 推進体制の整備強化	66
⑲推進体制の強化と施策の推進	67
⑳相談体制の充実	68

目標値

1 基本方向Ⅰ	70
2 基本方向Ⅱ	72
3 基本方向Ⅲ	73
4 基本方向Ⅳ	74

参考資料

1 彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」改定の経過	76
2 彦根市男女共同参画審議会委員名簿	77
3 男女共同参画を推進する彦根市条例	78
4 彦根市男女共同参画審議会運営規則	80
5 彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程	81
6 彦根市男女共同参画社会づくり推進本部ワーキング会議運営規程	82
7 男女共同参にかかわる条約・法律等	83
(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	83
(2) 男女共同参画社会基本法	88
(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）（男女雇用機会均等法）	91
(4) 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）（育児・介護休業法）	94
(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	100
(6) 滋賀県男女共同参画推進条例	105
8 年表	108
9 用語解説索引	110

第1章 計画の基本的な考え方

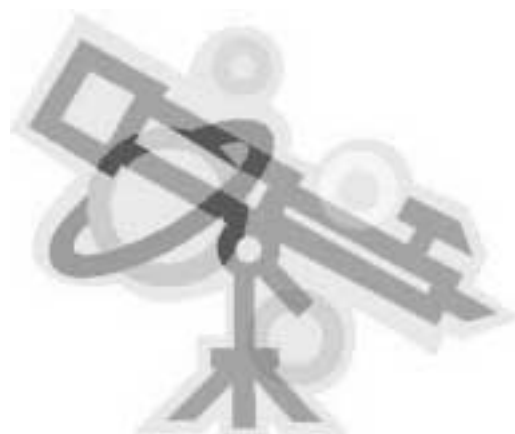
- 1 計画改定にあたって……………6
- 2 計画改定の背景……………7
- 3 計画の目標と基本理念……………9

1 計画改定にあたって

彦根市では、1995年（平成7年）に「彦根市男女共生プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた各種の取組を推進してきました。その後、2001年（平成13年）には、「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を策定し、「互いに個性を尊重しあい一人ひとりが輝いて生きられるまちひこね」を実現するため、関連施策の計画的な推進に取り組んできました。

しかし、この計画も2005年度（平成17年度）末で5年が経過し、少子高齢化など、社会情勢の変化とそれに伴う新たな課題が生じるとともに、2005年度（平成17年度）の彦根市男女共同参画審議会からは、計画期間の中間時点における推進状況等についての審議が行われ、「意思決定の場への女性の登用」の更なる取組の推進や「女性に対する暴力防止」に関する内容の充実など、計画の見直しが必要であるとの意見が出されました。また、2006年度（平成18年度）には、本市のまちづくりの指針となる彦根市総合発展計画の後期基本計画を策定いたしました。

こうしたことから、社会情勢から生じる課題への対応や関連する計画と整合した内容としていくため、彦根市男女共同参画審議会からの答申を踏まえ「男女共同参画ひこねかがやきプラン」の改定を行いました。



2 計画改定の背景

世界の動き

1975年（昭和50年）、国連はこの年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」とし、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、世界各国が取り組むことを提唱し「世界行動計画」が採択されました。

1995年（平成7年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、国際的指針となる「北京宣言」および「行動綱領」が採択されました。その後、2000年（平成12年）6月には、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、「行動綱領」の進捗状況の確認・評価がされ、21世紀の男女平等社会実現のための行動を示した「成果文書」が採択されました。

また、2005年（平成17年）に開催された「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）の宣言では、「北京宣言および行動綱領」および国連特別総会「女性2000年会議」の成果文書が再確認され、その実施状況・見直しも行われました。

日本の動き

1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、女性問題への本格的な取組がはじめられました。その結果、1985年（昭和60年）の「女子差別撤廃条約」の批准を契機に法制度面の整備が進められました。

また、1996年（平成8年）には、男女共同参画社会形成の促進に関する新しい国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、さらに、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

この法律は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、国、地方公共団体および国民が男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

「男女共同参画基本計画」については、2000年（平成12年）に閣議決定され、総合的かつ計画的な取組が進められてきましたが、これまでの取組を評価・総括し、2005年（平成17年）には、第2次の計画が策定されています。



滋賀県の取組

1990年（平成2年）に「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画」が策定され、1994年（平成6年）の改定を経て、1998年（平成10年）に「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン～」が策定されました。

2001年（平成13年）には、県民や事業者、行政の主体的な取組によって、社会のあらゆる分野で男女共同参画の取組が推進されるよう、6つの基本理念などを定めた「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定、翌2002年（平成14年）に施行されました。

2003年（平成15年）には、条例に基づく基本計画「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン～（改訂版）」が策定され、県民や事業者、市町と連携・協力のもと、男女共同参画の取組が総合的かつ計画的に進められています。

また、条例に基づく拠点施設として、県立男女共同参画センターが位置づけられています。

彦根市の取組

1991年（平成3年）に本市では初めての女性行政総合窓口として「女性施策推進室」を設置しました。その後、1993年（平成5年）には、庁内に「男女共同参画型社会づくり推進本部」を設置し、庁内の連絡調整を図りながら啓発事業の実施や女性施策推進状況の調査を行い、併せて審議会等への女性の登用を推進してきました。

1995年（平成7年）には、女性施策を総合的、計画的に進めるための指針として、「彦根市男女共生プラン」を策定し、市民と行政が一体となった取組を進めてきました。その後、2001年（平成13年）には、男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を策定するとともに、2002年（平成14年）には、県内市町村に先駆けて「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行しました。

「男女共同参画ひこねかがやきプラン」は、2005年度（平成17年度）末で5年が経過し、少子高齢化など社会情勢の変化等に対応する内容とするため、彦根市男女共同参画審議会からの答申を踏まえ「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を改定しました。

また、男女共同参画を推進する市民活動と啓発の拠点として、2003年（平成15年）10月に、彦根市男女共同参画センターを設置しています。



3 計画の目標と基本理念

目標

互いに個性を尊重しあい
一人ひとりが
輝いて生きられるまち ひこね

基本理念

●あらゆる分野への男女共同参画

性別にかかわらず、家庭・地域・職場などの分野に一人ひとりが自らの意思により参画し、対等なパートナーとして、その持てる力を十分に発揮できる社会を目指す。

●男女平等の意識づくり

一人ひとりの個性が尊重され、性別役割分業意識にとらわれることなく、すべての個人の尊厳が守られる社会を目指す。

●自立した豊かな生活の安定

女性も男性も生涯を通して、健康で豊かさとゆとりのある充実した生活を送ることができる社会を目指す。

第2章 計画の概要

1	計画の目的	12
2	計画の性格	12
3	計画の期間	13
4	重点事業	13

1 計画の目的

市民がお互いの人格を尊重し、女性と男性が共にあらゆる分野に参画し「互いに個性を尊重しあい 一人ひとりが 輝いて生きられるまち ひこね」を実現するために、問題点を明らかにし、その解決に向けて取り組む施策を計画的に推進します。

基本方向

- I 男女共同参画の実現
- II 男女平等をめぐる意識変革
- III 多様な生き方のできる環境整備
- IV 総合的な取組の推進

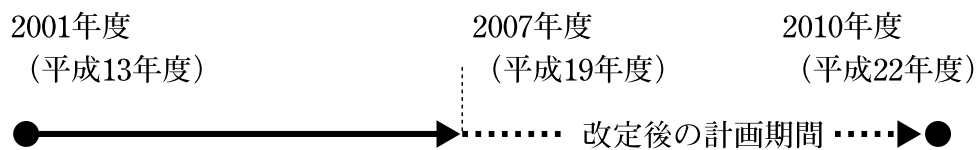
2 計画の性格

- この計画は、彦根市総合発展計画後期基本計画に基づいています。また、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を尊重し、「男女共同参画を推進する彦根市条例」を基本に彦根市が策定している「彦根市次世代育成支援行動計画」などの関連する計画との整合を図りながら、市と市民や企業・団体が一体となって取り組む行動計画です。
- 憲法や女子差別撤廃条約・男女共同参画社会基本法の考え方のもと、国や滋賀県の行動計画と密接に関連しながら男女共同参画社会実現のために課題等を示し、総合的に施策を進めるための指針とします。
- 男女共同参画社会の実現のために、直接的、間接的に関する施策を体系化し、実施していくものです。
- この計画は、2001年（平成13年）3月に定めた彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」の6年経過後の改定計画です。

3 計画の期間

2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）までとします。

ただし、国内外の動向や社会環境の変化に対応し、適宜見直しを行います。



4 重点事業

今後の4年間で重点的に取り組む事業は、次のとおりです。

- 意思決定過程への女性の参画
- 仕事と家庭等との両立支援と働き方の見直し
- 女性に対する暴力防止に向けた取組
- 思春期における心と体の発達についての学習の推進
- ひとり親家庭の自立支援

